

平成 29 年 3 月 24 日

個人情報保護法に基づく主務大臣権限所管所属の長 殿

情報公開広聴課長

改正個人情報保護法の全面施行に向けた連携について（依頼）

このことについて、個人情報保護委員事務局から平成 29 年 3 月 10 日付けで別添のとおり協力依頼がありました。

当該協力依頼には、関係各課にも依頼内容を情報提供することが求められているので、貴所属におかれましても御承知おきいただきますようお願いします。

また、本年 5 月 30 日から改正個人情報保護法が全面施行され、従来、個人情報保護法の適用対象外であった中小企業（保有する個人情報が 5,000 人分以下の企業）が新たに適用対象となることから、個人情報保護委員会ではこの度中小企業向けのサポートページを開設しました。

御多忙のところ誠に恐縮ですが、当該サポートページについて、所管する事業者等への周知に御協力くださいますようお願いします。

なお、御一報いただければ、協力依頼の電子データをお送りします。

○ 中小企業サポートページ

http://www.ppc.go.jp/personal/chusho_support/

※ 特に、「中小企業向け 個人情報保護法の 5 つの基本チェックリスト」は小規模事業者の最初の手引に適していると思われまますので、機会を捉えて御案内ください。

○ 本依頼は、個人情報保護法に基づく主務大臣権限所管所属宛てにお送りしています。主務大臣権限所管所属については、下記所属ページをご覧ください。

- ・ GW 所属ページ一覧→情報公開広聴課→個人情報保護について（自己情報開示関係を除く）→事業者の個人情報の取扱いに対する指導等について→主務大臣権限所管所属一覧表



問合せ先
個人情報保護グループ 上原
内線 3720